

次のとおり随意契約の相手方等について公告します。

平成 30 年 5 月 25 日

収支等命令者

佐賀県地域交流部文化・スポーツ交流局スポーツ課長

旗 生 康 之

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

佐賀県総合運動場等整備に係る基本設計業務委託 1 式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 佐賀県地域交流部文化・スポーツ交流局スポーツ課

(2) 所在地 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成 30 年 3 月 30 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

企業体名 梓・石橋・三原設計共同企業体

(1) 代表者

氏名 株式会社梓設計九州支社 常務取締役執行役員支社長 前田 隆

住所 福岡県福岡市中央区渡辺通五丁目 23 番 8 号

(2) 構成員 1

氏名 株式会社石橋建築事務所 代表取締役 野中 毅

住所 佐賀市兵庫北一丁目 7 番 21 号

(3) 構成員 2

氏名 株式会社三原建築設計事務所 代表取締役 三原 秀樹

住所 佐賀市城内一丁目 10 番 30 号

5 随意契約に係る契約金額

132,840,000 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第6号の規定による。